

令和7年12月1日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所 の長 様
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
(松本市に所在地のある事業所に限る)

松本市障がい福祉課長
松本市こども福祉課長

業務管理体制の整備に関する報告書の回答について(通知)

日頃から本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記につきまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、障がい者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられています。

つきましては、「障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領」に基づく、貴事業者の業務管理体制に関する届出事項に関する一般検査（書面検査）を別紙「業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）」のとおり実施しますので、下記のとおり業務管理体制に関する報告書の回答をお願いします。

記

1 回答書

(1) 業務管理体制に関する報告書

添付書類：（別紙）事業所指定状況票

2 回答期限等

(1) 回答期限

令和7年12月22日（月）

(2) 回答方法

今年度より下記QRコードを読み込みL o g o フォームで回答してください。



※（別紙）事業所指定状況票もお手数ですが、Excelデータに入力後、PDFに変換し、「業務管理体制に関する報告書」のQ38に添付をお願いします。

3 一般検査の概要

(1) 検査対象事業者

松本市に対し業務管理体制の整備に関する届出を行った下記の事業者

※令和3年4月1日以前に長野県に届出を行った事業者で、令和3年4月1日以降は松本市に届出を行うことが必要な事業者を含みます。

なお、松本市に届出後に、同一の法律に基づく新たな事業所指定を受け、長野県又は国に業務管理体制の整備に関する届出を行った事業者は対象とはなりません。

ア 障害者総合支援法に基づく事業者

- (ア) 指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第51条の2）
- (イ) 指定障害者支援施設設置者（障害者総合支援法第51条の2）
- (ウ) 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の31）
- (エ) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の31）

イ 児童福祉法に基づく事業者

- (ア) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第21条の5の26）
- (イ) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の38）

(2) 業務管理体制報告書を提出いただき書面検査を実施します。

なお、内容に不備が認められた場合は、面接検査又は立入検査にて運用状況を確認します。

4 その他

関係通知及び報告書様式データ等は松本市ホームページに掲載しております。

「松本市トップページ」 → 「健康・福祉」 → 「障がい者」 → 「業務管理体制の届出」内 「業務管理体制の整備に関する報告書の提出について」
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/226/1891.html>

問い合わせ及び提出先

【障害者総合支援法関係】

松本市健康福祉部障がい福祉課

（課長）西村 恵美

（担当）栗田、片桐

住 所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電 話 0263-34-3000（内線2548）

FAX 0263-36-9119

mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

問い合わせ及び提出先

【児童福祉法関係】

松本市こども若者部こども福祉課

（課長）三代澤 昌秀

（担当）仲林

住 所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電 話 0263-34-3000（内線2228）

FAX 0263-36-9119

mail kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp